

番号	バス事業者名	バス停留所名	所在地	判定結果	安全対策実施状況
1	東濃鉄道(株)	広見町(下り)	可児市広見	B	停車位置を交差点から5m以上の離隔を確保するように変更する。
2	東濃鉄道(株)	村木(往路)	可児市広見	C	停車位置を交差点から5m以上の離隔を確保するように変更する。
3	東濃鉄道(株)	打越(下り)	可児市塩	B	さつきバスの停留所を廃止し、電話で予約バスの運行のみとする。
4	東濃鉄道(株)	下矢戸(上り)	可児市塩	B	さつきバスの停留所を廃止し、電話で予約バスの運行のみとする。
5	東濃鉄道(株)	広眺ヶ丘2丁目(下り)	可児市広眺ヶ丘一丁目	B	停車位置を交差点から5m以上の離隔を確保するように変更する。
6	東濃鉄道(株)	羽生ヶ丘5丁目(上り)	可児市羽生ヶ丘五丁目	C	停車位置を交差点から5m以上の離隔を確保するように変更する。
7	東濃鉄道(株)	羽生ヶ丘4丁目(上り)	可児市羽生ヶ丘三丁目	B	停留所を移設し交差点から5m以上の離隔を確保する。
8	東濃鉄道(株)	伊川(下り)	可児市広見	B	停留所を移設し交差点から5m以上の離隔を確保する。

▼安全上の優先度のランク分け(判定)の手法等について

バス停留所の安全性確保に向けた対策を検討するに際し、優先度が高い順にA B Cの3段階とする。

【Aランク】

○過去3年以内に停車したバスが要因となる人身事故が発生しているバス停留所

○バスがバス停留所に停車した際に横断歩道にその車体がかかるバス停留所

【Bランク】

○Aランク以外で、バスがバス停留所に停車した際に横断歩道の前後5mの範囲にその車体がかかるバス停留所

○Aランク以外で、バスがバス停留所に停車した際に交差点にその車体がかかるバス停留所

【Cランク】

○A又はBランク以外で、バスがバス停留所に停車した際に交差点の前後5mの範囲にその車体がかかるバス停留所

○A又はBランク以外で、地域住民等の意見や各都道府県の実情に応じて抽出したバス停留所